

税の申告は忘れずに

2月18日～3月15日

平成30年分の所得税の確定申告および住民税申告の受付が2月18日から3月15日までの期間に行われます。

なお、この期間中、各会場において申告受付のほかに、町職員による税に関する相談も行います。

また、下記の日程で都合の悪い方については、3月6日以降でも役場税務課にて申告できますので、お気軽にご利用ください。

※申告期間前の受付については、課税資料準備の都合上2月8日からとなり、それ以前の受付・お預かりは一切できませんのでご了承ください。

申告が必要な方

平成31年1月1日現在、長万部町内に住所を有し、平成30年中に多少に関わらず所得があつた方で、次のいずれかに該当する方。

①農業、漁業、商業、飲食業などの事業をしている白色申告の方。

②大工、左官、日雇いなどに従事していた方。

③給与所得者で給与以外の所得のある方や給与を2か所以上から受けている方。

④地代、家賃、株式配当など

の所得があつた方。

⑤山林、宅地、その他不動産の譲渡などで所得のあつた方。

⑥給与所得者で※雑損控除、医療費控除を受けようとする方。

※雑損控除：自然災害、火災、盗難などにより住宅家財などの損失が生じたときに、損失金額が控除されます。

医療費控除で

税金が還付されます

本人および生計を一つにする家族の平成30年中の医療費

住民税の申告と納税相談日程

回	月 日	曜 日	会 場	対象地区名	時 間
1	2月18日	月	役 場 2階会議室	曙 大 町	午前9時00分～11時30分 午後1時30分～4時00分
2	2月19日	火	役 場 2階会議室	本 元 町	午前9時00分～11時30分 午後1時30分～4時00分
3	2月20日	水	役 場 2階会議室	陣 屋 町 温 泉	午前9時00分～11時30分 午後1時30分～4時00分
4	2月21日	木	役 場 2階会議室	高 砂 町	午前9時00分～11時30分 午後1時30分～4時00分
5	2月22日	金	役 場 2階会議室	南 栄 町	午前9時00分～11時30分 午後1時30分～4時00分
6	2月25日	月	役 場 2階会議室	新 開 町	午前9時00分～11時30分 午後1時30分～4時00分
7	2月26日	火	役 場 2階会議室	大 浜 町 旭 浜	午前9時00分～11時30分 午後1時30分～4時00分
8	2月27日	水	役 場 2階会議室	平里・富野 栗岡・栄原 共立	午前9時00分～11時30分 午後1時30分～4時00分
9	2月28日	木	国縫振興会館	豊津・豊野 国縫・茶屋川	午前10時00分～11時30分 午後1時30分～4時00分
10	3月1日	金	静狩振興会館	静 狩	午前10時00分～11時30分 午後1時30分～4時00分
11	3月4日	月	双葉振興会館	美畑・双葉 知来・蔵岱	午前10時00分～11時30分 午後1時30分～2時00分
12	3月5日	火	中ノ沢振興会館	花 岡 中 ノ 沢	午前10時00分～11時30分 午後1時30分～2時30分

申告に必要な書類を用意しましょう

印鑑、マイナンバーのわかるもの、所得集計に必要な書類

金額が、10万円（または総所得金額の5%のうち小さい方の金額）を超えた場合（上限200万円）、この申告を行うことで平成30年中に納めた所得税の還付および平成31年度の道町民税額を抑えることができます。

国民健康保険に加入されている方は忘れずに申告を

平成31年度の国民健康保険料額は、平成30年の所得等を

類（例えば、仕入れ、売掛帳、現金出納簿、給与等の源泉徴収票、損害保険の領収書、生命保険・簡易保険・国民年金保険料控除証明書、医療費の支払い領収書など）を忘れずにご持参ください。

【お問い合わせ先】

税務課 ☎2-2452

基に計算されますので、加入されている方は収入の有無にかかわらず、必ず申告をしましょう。

なお、前年所得が一定額以下の場合には、保険税額を軽減する制度がありますが、申告をされていないと平成31年度の国民健康保険税の軽減が受けられなくなります。